

技能実習生向け 技能検定随時試験  
事 務 取 扱 要 領

山形県職業能力開発協会（技能検定課）

〒990-2473 山形県山形市松栄2-2-1  
TEL:023-644-8562 / FAX:023-644-2865

## はじめに

平成29年11月に改正された『外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律』（以下、「技能実習法」という）により新たな技能実習制度に基づいた技能実習生向けの技能検定（以下、「随時試験」という）について、受検手続きから試験の実施までの事項を本事務取扱要領としてまとめました。

随時試験については、監理団体の皆様から試験日程の調整から試験に必要な設備及び試験用材料等の調達確認までの諸準備についてご協力をお願いし、原則として実習生受入企業等を試験会場として実施しております。

新たな技能実習制度のスタートにより、受検者の大幅な増加が予想されるなか、本事務取扱要領に沿って事務を進めていただき円滑に試験が実施出来ますよう関係者の皆様のご協力を何卒お願いいたします。

制定：令和2年10月1日

改定：令和3年 9月1日

# 第1章 技能検定受検までの事務手続きについて

## 1 試験実施までの調整

(1) 監理団体から外国人技能実習機構（以下、「機構」という。）の受検手続支援サイトへ受検希望の情報を登録していただきます。その際、山形県での公示職種は別紙のとおりとなっておりますので、ご確認ください。

基礎級は技能実習1号修了の9ヶ月前まで(※1)に、随時3級及び随時2級は期間更新された最新の在留カードの交付後(※2)ただちに登録をお願いします。

(※1) 基礎級のスムーズな受検のための本県独自の設定ですのでご協力をお願いします。

(※2) 技能実習2号(2年)又は技能実習3号(2年)の各々2年目の期間更新申請をし、最新の在留カードが交付されたのち(2号又は3号修了の約12ヶ月前)

(2) 当協会が上記(1)の登録情報をCSVファイルとしてそのまま取り込みます。

(毎週水曜日を目安に、その前日まで機構に登録された分を取り込みます)

機構へ登録した内容がそのまま当協会の情報となり、これをもとに調整作業をすすめますので、登録の際は誤りの無いよう十分ご確認をお願いします。

(3) 機構への登録の早いものから順に、当協会から監理団体へ受検申請に必要な書類(事務連絡、受検申請書及び手数料請求書)を送ります。但し、上記(1)の登録期限ルールを守っていない場合は後ろにずれ込むこともあります。

本事務連絡は、受検予定月(在留期限の約4ヶ月前の月を基本)のお知らせと、受検手数料の納入方法のお知らせを兼ねておりますので、必ずよくお読みください。

(4) 上記(3)の書類が届いたら、受検申請書に必要事項を記載(裏面の記入上の注意を参考)し、必要な関係書類を添付のうえ遅くとも受検予定月の3ヶ月前(在留期限の7ヶ月前)までに当協会へ送付してください。

また、当協会では、令和2年10月1日より受検手数料の払込についてコンビニ収納サービスを導入いたしますので、実習事業所から当協会への直接払込も可能となります。

手数料は申請書提出の際の同時納入をお願いしておりますので、上記(3)の手数料請求書から「払込取扱票」を切り取りお近くのコンビニで払込をしていただきます。

なお、払込の際には「払込取扱票」記載の金額のほかに別途事務手数料がかかりますのでご注意ください。(事務手数料は、払込額やコンビニにより異なります。)

- (5) 受検申請書を当協会が受理した後、原則として、監理団体と試験実施日の調整と会場確認を行います。 日程調整を行ううえで、上記(3)の『受検予定月』並びに申請書内の『受検希望時期』を勘案し調整を行いますので、この『受検希望時期』欄への記載も忘れずをお願いします。 会場は原則として実習事業所となりますが、必要に応じて実技試験実施要領及び実技試験問題を当協会から入手して、実技試験が適切に実施できるかを事前に確認願います。 なお、上記実施要領及び実技試験問題は毎年度変更される可能性もありますので、必ず事前に当協会事務局へお問い合わせください。 会場の設備等に不備が有る場合、試験は中止もしくは延期となります。

## 2 日程調整後から試験実施日までの必要な準備

- (1) 日程調整と会場確認が終了し手数料の入金が確認されたのち、当協会から監理団体に対し受検票及び実技試験問題を受検者数分と実技試験実施要領を1部送付しますので、試験会場（実習事業所等）の責任者へ確実にお渡しいただき、最終的に準備が整っていることを必ず確認願います。
- (2) 試験会場となる実習事業所等から原則として補佐員1名の立会いをお願いするので、事前に実習事業所等へのご連絡とお手配をお願いいたします。（採点のお手伝いや試験に必要な機器の整備等をお願いするもので、当協会が補佐員報酬を支給します）

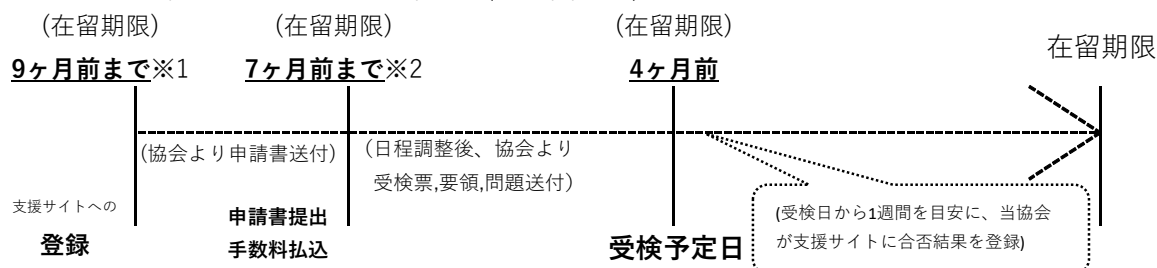
## 3 試験当日と試験終了後について

- (1) 試験当日は、必ず受検票と実技試験問題（事前メモを記入した場合は、試験中の使用不可）を持参させてください。
- (2) 検定委員、補佐員及び協会職員以外の関係者（通訳を含む）は、試験開始後は会場に立ち入ることは出来ません。
- (3) 試験の結果については、監理団体あてに県から合格証書が、当協会から片方合格通知（基礎級を除く）が届きますので、これを以て合格発表となります。
- (4) 試験終了後1週間以内を目安に、合否判定の結果を機構の受検手続支援サイトへ登録しますので、ご参照ください。

## 4 再試験について

- (1) 実技試験及び学科試験の両方又は一方に不合格の場合、不合格となった試験は1回に限り再受検することができます。（随時3級等の受検で在留資格が『技能実習』でない場合は別途お問い合わせください）
- (2) 試験当日又は近日中に、不合格の試験について監理団体（実習事業所）の担当者に伝えますので、再試験の希望があれば当協会事務局へその旨を確実に伝えてください。再試験の希望を確認後、上記1の(3)の事務連絡、受検申請書及び手数料請求書を送付しますので、速やかに、次の①～③の手続きを行ってください。  
なお、この手続きが済むまで再試験は実施出来ないことにご留意ください。
- ① 機構の受検手続支援サイトへの再登録（初回に登録した監理団体名、所在地等の情報は同一とすること）
  - ② 申請書類の提出（初回の試験に準じますが、随時3級では基礎級合格証書の写し、随時2級では随時3級合格証書の写し又は実技試験合格通知の写しを添付のこと）
  - ③ 受検手数料の納入（受検する試験のみの手数料となります）
- (3) 再試験予定日は監理団体（実習事業所）の希望する日を勘案し調整します。  
なお、学科試験の再試験会場は、原則として山形県職業能力開発協会となります。
- (4) 基礎級では再試験が不合格の場合は技能実習1号から2号への移行が出来ないこと、随時3級では初回の試験も含めて実技試験が不合格の場合は技能実習2号から3号への移行が出来ないことをご理解のうえ、実習事業所と連絡を密にしながら十分な試験対策を行い、受検に臨まれるようお願いいたします。

参考：事務手続きのスケジュール概要（監理団体用）



※1:基礎級のみの本県独自の設定です。随時3級及び随時2級は期間更新された最新の在留カードの交付後、ただちにご登録ください。

※2:受検予定日の3ヶ月前まで

## 第2章 技能検定試験の実施について

### 1 試験会場の準備と試験の実施

#### (1) 試験の実施に必要な設備、支給材料等の準備

実技試験の準備にあたっては、監理団体（実習事業所）は事前に入手した実技試験実施要領を熟読のうえ、実施要領内の設備基準に基づき、試験実施に必要な設備や支給材料等の準備及び管理をお願いします。職種（作業）によっては支給材料等の一部を当協会が準備する場合がありますので、事前の日程調整・会場確認の際には当協会事務局と十分な打合せをお願いします。

学科試験の準備にあたっては、会場は出来るだけ隔離された部屋（問題読上げの音が外に漏れないような会場が望ましい）とし、一つの机をひとりで使用する形での設営（カンニングの防止）をお願いします。

#### (2) 試験の実施と留意点

試験当日は、原則として、先に学科試験を、終了後に実技試験を行います。受検票の日時をご確認ください。一般的には、学科試験を実施している間に補佐員を中心に実技試験の準備の最終確認をお願いします。その後、技能検定委員が試験会場を点検し、試験の準備が試験実施のうえで支障がないか確認します。

実技試験では、試験開始前に技能検定委員が試験実施にあたっての注意事項の説明や試験問題の読み上げ（基礎級は読み上げ、随時3級は希望する場合、随時2級は読み上げしない）の後、受検者からの質問を受け付け、質問等がなければ実技試験を開始します。試験開始後は、通訳の方からの母国語でのアドバイスや補佐員による合図や手を貸したりする行為は不正行為となります。

学科試験では、試験開始前に協会職員が注意事項の説明や試験問題の読み上げ（基礎級及び随時3級は希望する場合、随時2級は読み上げしない）の後、受検者からの質問を受け付け、質問等がなければ試験を開始します。試験開始後は、協会職員や受検者以外の者の入室は一切認められません。

#### (3) 合格発表

合格証書の交付をもって合格発表となり、試験実施後おおむね2週間から3週間程度で県雇用対策課から監理団体へ送付されます。

また、片方のみ合格通知（基礎級を除く）は、試験実施後おおむね1週間から2週間程度で当協会から監理団体へ送付されます。

なお、試験結果については試験実施後1週間以内を目安に機構の受検手続支援サイトへ登録しますので、在留資格変更手続き等に利用してください。

## 令和3年度随時試験 山形県実施公示職種(作業)一覧

職種名	作業名	等級(○印が公示作業)		
		基礎級	随時3級	随時2級
さく井	パーカッション式さく井工事作業	○		
	ロータリー式さく井工事作業	○	○	○
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業	○	○	○
	非鉄金属鑄物鑄造作業	○	○	○
鍛造	ハンマ型鍛造作業	○		
	プレス型鍛造作業	○		
機械加工	普通旋盤作業	○	○	○
	数値制御旋盤作業	○	○	
	フライス盤作業	○	○	○
	マシニングセンタ作業	○	○	
金属プレス加工	金属プレス作業	○	○	
鉄工	構造物鉄工作業	○	○	○
建築板金	内外装板金作業	○	○	○
	ダクト板金作業	○		
工場板金	機械板金作業	○	○	○
	電気めっき作業	○	○	○
めっき	溶解亜鉛めっき作業	○		
	陽極酸化処理	○		
仕上げ	治工具仕上げ作業	○		
	金型仕上げ作業	○	○	
	機械組立仕上げ作業	○	○	
機械検査	機械検査作業	○	○	○
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業	○		
	コールドチャンバダイカスト作業	○	○	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	○	○	○
電気機器組立て	回転電機組立て作業	○	○	
	変圧器組立て作業	○		
	配電盤・制御盤組立て作業	○	○	○
	開閉制御器具組立て作業	○		
	回転電機巻線製作作業	○	○	
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	○		
	プリント配線板製造作業	○	○	
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	○	○	
染色	糸浸染作業	○		
	織物・ニット浸染作業	○		
ニット製品製造	丸編みニット製造作業	○		
	靴下製造作業	○		
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業	○	○	○
紳士服製造	紳士既製服製造作業	○	○	○
寝具製作	寝具製作作業	○	○	○
帆布製品製造	帆布製品製造作業	○	○	○
布はく縫製	ワイシャツ製造作業	○		

職種名	作業名	等級(○印が公示作業)		
		基礎級	随時3級	随時2級
家具製作	家具手加工作業	○	○	○
建具製作	木製建具手加工作業	○	○	
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業	○		
	印刷箱製箱作業	○		
	貼箱製造作業	○		
	段ボール箱製造作業	○		
印刷	オフセット印刷作業	○		
製本	製本作業	○		
プラスチック成形	圧縮成形作業	○		
	射出成形作業	○	○	○
	インフレーション成形作業	○		
	ブロー成形作業	○		
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業	○		
石材施工	石材加工作業	○		
	石張り作業	○		
パン製造	パン製造作業	○	○	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業	○	○	
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業	○		
建築大工	大工工事作業	○	○	○
かわらぶき	かわらぶき作業	○		
とび	とび作業	○	○	○
左官	左官作業	○	○	○
築炉	築炉作業	○		
タイル張り	タイル張り作業	○		
配管	建築配管作業	○	○	
	プラント配管作業	○	○	
型枠施工	型枠工事作業	○	○	○
鉄筋施工	鉄筋組立て作業	○	○	○
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	○	○	○
防水施工	シーリング防水工事作業	○	○	○
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	○		
	カーペット系床仕上げ工事作業	○		
	鋼製下地工事作業	○		
	ボード仕上げ工事作業	○	○	○
	カーテン工事作業	○		
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	○	○	
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	○		
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	○		
表装	壁装作業	○		
塗装	建築塗装作業	○	○	○
	金属塗装作業	○	○	○
	鋼橋塗装作業	○		
	噴霧塗装作業	○	○	○
工業包装	工業包装作業	○	○	○